

山形県公立大学法人寮生規約

(趣旨)

第1条 この規約は、山形県公立大学法人学寮規程（平成21年4月1日制定）第10条の規程により、寮生が日常生活上の具体的な問題を共同して処理し、自主的に規律するために必要な事項について定めるものとする。

(寮生の本分)

第2条 寮生は、学寮規程を守り、寮生規約に従い、健全な団体生活を営み、本学就学の目的を達成するように努めなければならない。

(学寮生活の単位)

第3条 学生の学寮における生活の単位は、次の区分によるものとする。

- (1)居室生活 1居室（4人以内）とする。
- (2)寮生活 各階毎に分割し、10室1寮とする。
- (3)全寮生活 学寮全体（3寮）とする。

2 各寮の名称は、次のとおりとする。

2階 こまくさ寮 3階 こでまり寮 4階 芙蓉寮

(役員)

第4条 学寮生活に次の役員を置く。

- (1)寮 寮長及び副寮長 各1名
寮委員 会計担当 2名
献立担当 3名
厚生担当 2名
文化担当 2名
備品担当 2名
- (2)全寮 全寮長 1名
全副寮長 2名
監事 1名

2 寮の役員は、各寮総会で選出する。

3 全寮長及び全副寮長は、各階寮長の互選とし、監事は第1項第1号の役員以外の者から選出する。

4 役員任期は6ヶ月とし、6月から11月までと、12月から5月までに区分する。

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1)寮長は寮内を統括する。
- (2)寮委員は、それぞれ担当する事務を処理する。なお、各事務の細部は各担当において別に定める。
- (3)全寮長は、全寮を統括する。
- (4)全副寮長は、全寮長を補佐し、全寮長に事故ある時はあらかじめ定める順に従い全寮長を代行する。
- (5)監事は、学寮食費会計及び雑費会計が適正に行われているか監査する。

2 役員は、寮務主任及び寮務担当とそれぞれ常に密接な連携を保たなければならない。

(機関)

第6条 寮生活の円滑な運営を図るため、次の機関を置く。

(1)全寮総会 (2)専門委員会 (3)寮総会 (4)寮委員会

第7条 全寮総会は、全寮生をもって構成し、学寮生活の運営について協議する。

- 2 全寮総会は、全寮長が招集する。
- 3 全寮総会は、年2回とし4月と11月に開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 4 全寮総会は、全寮生の3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 5 全寮総会の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。
- 6 全寮総会の議決事項は、寮務主任の承認を受けて実施に移されるものとする。

第8条 専門委員会は、各担当の寮委員をもって構成し、次のとおりとする。

会計委員会 献立委員会 厚生委員会 文化委員会 備品委員会

- 2 各専門委員会の委員長及び副委員長は、各担当の寮委員の互選により選出する。
- 3 各専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 4 各専門委員会は、それぞれ担当する事務について全寮的立場から検討審議すると共に寮相互の連絡調整を図る。

第9条 寮総会は、寮長が招集する。

- 2 寮総会は、第7条の3項から5項までを準用する。

第10条 寮委員会は、必要に応じ寮長が招集する。

- 2 寮委員会は、寮の共同生活に必要な企画及び連絡調整を行う。

(日課、外出、外泊、帰郷)

第11条 寮生は日常生活において、次の諸点に特に留意しなければならない。

- (1)毎日の生活時間は、別に定めるものとし、規則正しい寮生活を営むように努めること。
- (2)学寮規程第11条に規定された門限は厳守しなければならない。ただし、外出先において天災・交通渋滞等やむを得ない事情により門限までに帰寮できない場合はその旨を直ちに寮長に連絡すること。また、寮長は連絡を受けた場合、適宜、寮務主任・寮務及び警備員に連絡すること。
- (3)学寮規程の外出・外泊・帰郷に関わる事項について、寮務主任に届出又は許可を受けた場合は、その旨を速やかに寮長に連絡すること。
- (4)消灯は既定の時間を守る。ただし、消灯時間の延長が必要な時は、特別な場合に限り、居室以外の所定の場所を使用することができる。

(給食)

第12条 学寮における朝夕の食事は、委託業務により供せられるものとする。

- 2 寮生は、献立委員会による次の事務処理が円滑かつ適正に行われるように協力しなければならない。
 - (1)献立委員会は、定められた期間の給食数を集計し、3日前までに提出する。
 - (2)給食業務受託者より提出される翌半月分の献立表を、提出された日より5日以内に検討し、寮生の食事に対する意見の調整を図ると共に、必要な事項のある場合は代表調理人に申し出る

ものとする。

(3)給食の支払については、前月21日より当月20日までの各寮の食数を一括して、毎月25日までに会計委員会に提出するものとする。

3 給食数は、みだりに変更してはならない。やむを得ず変更する場合は、各自で3日前の午後6時から午後8時までの間に委員会に申し出るものとする。

4 寮生以外の者の給食又は本学教職員等との会食に関わる給食は、前3号に準ずるものとする。

(施設使用)

第13条 寮生は、施設の保全について学寮規程第9条に規定された事項を遵守するものとする。

2 寮生は、火気の使用について防災規程に基づく本学の指示に従うと共に、次の事項を守るものとする。

(1)居室内において火気は使用しないこと。

(2)アイロン等の電気器具は、備え付けの物に限り指定した場所で使用すること。

(3)炊事場・洗面所及び洗濯場における火気使用は十分に注意し、消灯時間以後の使用はしないこと。

3 火災その他災害が発生したときは、その発見者は速やかに寮長及び管理人に連絡し、寮長は全寮長及び寮務に通報するものとする。

(健康管理)

第14条 寮生は、自ら健康管理に留意しなければならない。健康を害した場合は、早期に医師の診断を受けると共に、その旨を寮務主任に連絡するものとする。

2 急を要する場合は、直接医師の来診を受ける等、応急措置を取ると共にその旨を急報するものとする。

3 救急薬品等は、指定の場所に常備するものとする。

4 寮生は、心身の健康を害する等、集団生活を送ることに支障が生じた際、次の事項を守るものとする。

(1)寮担当教職員や本学のカウンセラー、保健室の看護師等と面談を実施し、寮生活及び学生生活の改善に努める。

(2)寮務主任が、心身の休養のために当該寮生を保証人の下に帰すと判断した場合、これに従うこと。

(面会)

第15条 寮生に面会者の来訪がある時は原則として1階のホールを使用し、それ以外は使用してはならない。ただし、女子及び親権者は、居室では同室者の同意を得た場合、その他の場所は寮長の承認を得た場合に限りそれぞれ使用することができる。

2 面会者は、その都度管理人に申し出るものとする。

3 酒気を帯びた者又は酒気を帯びた者を含む集団の来訪があったときは、学寮内に入れないものとする。

(寮生以外の者の宿泊)

第16条 寮生以外の者の宿泊は、学寮規程第18条の規定に基づき、2日前までに宿泊願を提出して許可を受けなければならない。

(諸行事)

第17条 学寮において、毎年次の行事を行うものとする。

- (1)寮生規約及び内規等の説明会 4月
- (2)新入寮生歓迎会 4月
- (3)避難訓練 7月
- (4)秋期大清掃 10月
- (5)退寮生送別会 2月
- (6)その他、全寮総会で決定した行事

(学外団体への加入及び参加)

- 第18条 学寮として学外団体に加入及び参加する場合は、全寮総会の議決を得なければならない。
- 2 学外団体への加入及び参加は、学生部委員会の議を経て、学長の承認を受けるものとする。

(諸帳簿の整備)

- 第19条 学寮内の事務処理を適正に行うため、次の諸帳簿を備え（(2)(4)(5)は寮毎にも備える）、その責任者を定めて常に整備しておくものとする。
- (1)寮日誌
 - (2)会計簿
 - (3)献立表
 - (4)物品管理簿
 - (5)各委員会引継簿
 - (6)その他必要な諸帳簿及び証拠となる書類
- 2 備え付けの諸帳簿は所定の場所に保管し、寮務主任又は寮務の求めに応じて閲覧に供するものとする。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

<別記心得>

- 1 学寮における生活時間は次のとおりとする。

開 門	6時00分
起 床	7時00分
朝 食	7時00分から 9時00分
夕 食	18時00分から20時00分

入浴	19時00分から23時30分
清掃	23時00分から
消灯	23時15分（浴室・学習室は除く）
閉門	23時00分

2 諸届・願の手続きについて

(1) 外出届・外泊届・帰郷届・宿泊願

寮生 → 寮事務室 → 寮務主任（保管）※宿泊願に対しては寮事務室に許可書を提出

(2) 在寮願・退寮願

寮生 → 事務局（保管）

3 施設使用についての心得

(1) 各寮

- イ. 居室は毎年4月に定めることとする。ただし、年度途中で居室を変更しようとするときは寮生の総意による。
- ロ. 各階の清潔・整頓は各自の自覚において行うと共に、共同部分の清掃に関しては各寮の厚生委員が方法・当番等を計画し、適正な指導に当たるものとする。
- ハ. 居室における消灯時間は午後11時15分とし、消灯等は使用者が責任をもって行うこと。

(2) 食堂

- イ. 食堂は原則として食事以外の目的に使用してはならない。
- ロ. 総会等で食堂使用の必要が生じたときには管理人に申し出ること。
- ハ. 食器等を食堂外に持ち出してはならない。
- ニ. 原則として、食物を別の食器に移して他の場所に持ち運んではならない。
- ホ. 定められた食事時間は遵守すること。

(3) 談話室

- イ. 寮生相互の親睦のための会合及び休息。
- ロ. 面会者の来訪。

(4) 学習室

- イ. 学習の目的に限り使用すること。
- ロ. 試験等で消灯時間以後に使用する時には警備員に申し出ること。

申し合わせ

- イ. 諸願・届等の用紙は大学事務室にも備え付ける。
- ロ. 外出届・外泊届・帰郷届の提出は当日まで受け付ける。
- ハ. 外出届・外泊届の許可範囲は、卒・在学生宅、サークル活動（未公認含む）、旅行、親戚宅、その他相応の理由が認められるものとする。